

令和5年10月開始

ベビーシッター利用支援事業 ～第2子以降の利用料補助について～

令和5年10月から開始される東京都の第2子保育料無償化事業に伴い、北区では、ベビーシッター利用支援事業（以下「利用支援事業」）を利用する保護者の方を対象に、第2子以降の利用料の補助を行います。

<制度概要>

現行	
第1子	第2子以降
お子さんの人数に関わらず 〔利用料金〕1時間150円（税込）	
令和5年10月～ ↓ 変更なし	↓ 利用料金は変更なし 児童一人当たり月額33,000円（上限） まで利用料を補助（ <u>対象条件あり</u> ） ↓ 北区保育課に申請していただくことで、 支払った利用料を補助します

1 補助金額

児童一人当たり月額33,000円（上限）

※33,000円未満の場合は、実際に支払った額が補助額になります。

※利用支援事業の利用上限（以下参照）を超えた部分については自己負担になります。

- ・保育短時間認定 1日8時間かつ月160時間
- ・保育標準時間認定 1日11時間かつ月220時間

2 対象者

以下のすべての条件に該当する方

- ① 対象児童が0歳児クラス～2歳児クラスかつ第2子以降であること。
- ② 住民税課税世帯であること。（10月～令和6年3月は令和5年1月1日が基準日）
- ③ 待機児童の保護者であること。

（「育休満了者」として利用支援事業を利用している方は対象外です。）

3 スケジュール

補助金の交付は年3回（4ヶ月ごと）行います。

令和5年度につきましては以下のとおりです（交通費補助のスケジュールと同じです。）。

支払回	対象月	申請受付期間	交付時期
第1回	10～11月	令和5年12月22日（金）まで	1月下旬
第2回	12月～3月	令和6年4月26日（金）まで	5月下旬

※第2回の申請期限を過ぎたものについては、受付できませんのでご注意ください。

4 提出書類

- ① 交付申請書
- ② 交付請求書兼口座振替依頼書
- ③ 利用料を支払ったことを証明する書類（ベビーシッター事業者が発行した領収書及び、利用日ごとの支払金額内訳が確認できる書類）
- ④ 委任状（請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合のみ）
- ⑤ 令和5年度住民税課税（非課税）証明書の写し（令和5年1月1日現在、北区外に住んでいた方で、認可保育所の入所申込時に未提出の場合のみ。令和5年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの）

※対象月ごとに必要書類を取り揃え、受付期間中に北区保育課に郵送するか、窓口（第一庁舎2階2番）にお持ちください。

※③については交通費補助と同じ回で申請する場合は提出不要です。

※⑤については、令和5年1月1日現在、海外に住んでいた方は、該当期間の「年間収入報告書」をご提出ください。

※提出書類の書式につきましては、北区ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
北区子ども未来部保育課私立保育園係
（第1庁舎2階2番）
TEL：03-3908-1333